

令和4年7月25日

報道関係者 各位

島原地域広域市町村圏組合
事務局総務課

「本組合職員の新型コロナウイルス感染の公表」の取扱い等について

本組合では、職員（会計年度任用職員を含む。）の感染を確認した場合には、住民の皆様への感染拡大防止を目的に、報道発表及び本組合ホームページへの掲載を行ってまいりました。

しかしながら、本組合では、感染予防対策を講じながら業務を実施しており、不特定多数の住民に濃厚接触の疑いが生じる可能性は低いことから、今後の公表につきましては下記のとおり変更します。

今後とも、感染防止対策に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 変更内容

（現 行）本組合職員（会計年度任用職員を含む。）が新型コロナウイルスに感染した場合、公表

（変更後）以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合のみ公表

- (1) 窓口や職場を閉鎖するなど、行政サービスの提供に影響が生じる場合
- (2) 本組合の職場や施設内でクラスターが発生した場合
- (3) その他、感染拡大防止のため、公表することが必要と認められる場合

2 実施期日

令和4年7月25日（月）から

島原地域広域市町村圏組合
担当 事務局総務課
電話 0957-61-9100
FAX 0957-68-1126